

物価高騰に対応した臨時特別給付金のお知らせ

昨今の物価高騰により教育費の負担が増している就学援助認定者に対し、臨時特別給付金を支給いたします。

1 対象者

令和7年10月31日に船橋市就学援助の認定対象となっている児童生徒

※要保護・準要保護認定どちらも対象です。

※船橋市立船橋特別支援学校（小・中学部）に通っている就学援助認定児童生徒も対象です。

※船橋市の就学援助を申請していない方は令和7年10月31日までに申請書を学校へ提出し、同制度の認定を受ける必要があります。

船橋市の就学援助の申請方法等は、下記ホームページから確認できます。

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kodomo/teate/005/p008693.html>



2 支給額

令和7年10月31日に船橋市就学援助の認定対象となっている児童生徒1人当たり1万円

例：私立の中学生1人、船橋市立の小・中学生2人（船橋市就学援助認定対象）の場合

私立の中学生 0円 船橋市立の小・中学生 1万円×2人=2万円

支給額は2万円となります。

3 申請手続き

臨時特別給付金に対する申請は不要です。

4 支給時期

就学援助費の振込先として保護者の指定する預金口座へ就学援助費と一緒に令和7年12月末振込を予定しています。

5 その他

この給付金は物価高騰に対応した臨時的措置のため、来年度の予定はありません。

【問い合わせ先】

船橋市教育委員会学務課 047-436-2852